

船舶事故調査報告書

令和4年12月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年6月7日 22時15分ごろ
発生場所	山口県上関町ホウジロ島西岸 ホウジロ灯台から真方位280° 100m付近 (概位 北緯33° 44.0′ 東経132° 00.8′)
事故の概要	貨物船 ^{せいかい} 盛開丸は、東南東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年6月13日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 盛開丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	141030、井下海運株式会社（A社）
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	船首船底部外板に凹損及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、船長1人がブリッジの操舵スタンドの前で立った姿勢で船橋当直に当たり、約13ノットの対地速力で自動操舵により、上関町祝島西南西方を東南東進した。</p> <p>本船は、令和4年6月7日22時ごろ、船長が、突然気分が悪くなった後に意識を失い、祝島南西方灯浮標南方付近の変針予定場所を通過して航行を続け、22時15分ごろ、ホウジロ島西岸の浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、操舵スタンドに右顔面を打ち付けて船橋内の床に倒れていたが、乗揚の衝撃を感じて昇橋してきた本船の乗組員が声を掛けたところ、意識を取り戻した。</p> <p>本船の喫水は、船首約1.90m、船尾約3.36mであった。</p> <p>A社は、本船の船橋航海当直警報装置（以下「本件装置」という。）を乗組員の動きを人感センサーが4分間感知しなければ警報音が鳴る設定としていたが、本事故時に警報が作動しなかったため、本事故後に同装置をテストしたところ正常に作動した。</p>
分析	<p>本船は、自動操舵で東南東進中、単独で船橋当直中の船長が意識を失い、変針予定場所を通過し、ホウジロ島西岸の浅所に向けて航行を続けたことから、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>本件装置は、センサーが意識不明に陥った船長の体の動きを検知したことから、警報を発しなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、本船が、自動操舵で東南東進中、単独で船橋当直

	<p>中の船長が意識を失い、変針予定場所を通過し、ホウジロ島西岸の浅所に向けて航行を続けたため、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当直者は、身体に不調を感じた際は、早急に他の船員を呼んで当直を交替すること。